



注目1 令和4年度から国民健康保険税が変わります

☎ 保険年金課国民健康保険担当 (☎ 594-5541)

賦課方式と税率が変わります

平成30年度から国民健康保険の財政主体が市から県に変わり、市では、毎年県が算出する国民健康保険事業費納付金を県に支払っています。

しかしながら、現在の保険税率のままでは納付金を支払う財源に不足が生じる見込みです。この不足分に充てるため、令和4年度から保険税率などを改定します。

区分		令和4年度	令和3年度	比較
医療分	所得割	7.3%	7.5%	-0.2%
	資産割	廃止	15.0%	-15.0%
	均等割	29,900円	11,500円	+18,400円
	平等割	廃止	5,000円	-5,000円
支援分	限度額	63万円	63万円	±0万円
	所得割	2.9%	3.1%	-0.2%
介護分 (40歳以上65歳未満)	均等割	10,200円	6,200円	+4,000円
	限度額	19万円	19万円	±0円
介護分 (40歳以上65歳未満)	所得割	2.2%	1.9%	+0.3%
	均等割	14,700円	12,700円	+2,000円
	限度額	17万円	17万円	±0円

Q 主な変更点は？

- 医療分の賦課方式のうち、資産割と平等割を廃止
- 各税率の見直し
県が設定している市町村標準保険税率を参考に設定。

Q なぜ財源が足りないの？

- 一人あたりの医療費が上昇
→給付額の増加
- 被保険者の数が減少
→税収が減少

ポイント！

保険税の急激な上昇を抑えるため、財政調整基金1億2,700万円を活用。県が示す市町村標準保険税率よりも低く設定しています。



未就学児の均等割額を5割減額

申請不要

子育て世代の経済的負担軽減の観点から、令和4年度より未就学児（6歳に到達する日以後最初の3月31日以前である被保険者）の均等割を5割減額します。また、低所得者世帯に対する保険税の軽減措置が適用になっている世帯については、軽減後の均等割からさらに5割減額します。

用語解説

- 所得割** 世帯に属する被保険者の所得に応じて決定
- 資産割** 世帯に属する被保険者が北本市に支払う固定資産税に応じて決定
- 均等割** 世帯に属する被保険者数（子ども含む）に応じて決定
- 平等割** 1世帯を単位として一律

保険税の軽減措置
均等割と平等割には、世帯主と世帯に属する被保険者の所得に応じて7割・5割・2割の軽減措置があります。



より詳しい内容は市ホームページをご覧ください。

つまりどうなる？ ケース別解説

ケース① 1人世帯（所得100万超200万円以下）



年齢：45歳
年収290万円（給与） → 所得195万円

固定資産税（8万円）を支払っている場合

	令和4年度税額（昨年度比）
医療分	140,800円 (-1,700円)
支援分	54,200円 (+900円)
介護分	48,100円 (+6,600円)
合計	243,100円 (+5,800円)

固定資産税の課税がない場合

	令和4年度税額（昨年度比）
医療分	140,800円 (+10,300円)
支援分	54,200円 (+900円)
介護分	48,100円 (+6,600円)
合計	243,100円 (+17,800円)

ケース② 2人世帯（所得100万円以下 均等割5割軽減世帯）



70歳夫婦
夫：年収200万円（年金） → 所得90万円
妻：年収80万円（年金） → 所得0円

固定資産税（8万円）を支払っている場合

	令和4年度税額（昨年度比）
医療分	64,200円 (+3,000円)
支援分	23,800円 (+3,100円)
介護分	0円 (±0円)
合計	88,000円 (+6,100円)
一人当たり合計	44,000円 (+3,050円)

固定資産税の課税がない場合

	令和4年度税額（昨年度比）
医療分	64,200円 (+15,000円)
支援分	23,800円 (+3,100円)
介護分	0円 (±0円)
合計	88,000円 (+18,100円)
一人当たり合計	44,000円 (+9,050円)

注目2 新型コロナウイルス関連情報

12～17歳の人にも追加（3回目）接種の対象になりました

☎ 健康づくり課新型コロナウイルスワクチン接種担当 (☎ 590-7355)
 北本市コロナワクチンコールセンター (☎ 0120-152-187)

追加（3回目）接種の対象年齢が18歳以上から12歳以上へ引き下げられました。

12～17歳の人、2回目の接種から6か月が経過すると、追加接種を受けることができます。

	変更前（～3月24日）	変更後（3月25日～）
対象年齢	18歳以上	12歳以上
2回目からの接種間隔	6か月	6か月
ワクチンの種類	ファイザー社・モデルナ社	ファイザー社・モデルナ社 ※12～17歳はファイザー社のみ

< 12～17歳の人の接種券 >

- 令和3年11月までに2回目の接種が完了した人の接種券は、4月11日に発送しました。
- 令和3年12月以降に2回目の接種が完了した人の接種券は、2回目の接種日から約5か月後に順次送付します。市ホームページに発送スケジュールを掲載していますのでご確認ください。

< 予約方法や接種場所等詳細 >

市ホームページまたは接種券に同封している折込チラシをご確認ください。

引越しをする（した）人はご注意ください

- 北本市へ転入する（した）人：2回接種後に北本市へ転入した人は、追加接種券の発行申請が必要です。健康づくり課新型コロナウイルスワクチン接種担当へお問い合わせください。
- 北本市から転出する人：転出先市町村で接種券の発行申請が必要な場合があります。手続きなど詳細は転出先市町村へお問い合わせください。